

# 「社会体制と法」研究会

事務局ニュース No.31 2011.12.15

## 【目次】

- 1 2011 年度研究総会報告  
岡克彦会員
  - 2 2010 年度大会  
(1)運営委員会  
(2)事務総会
  - 3 2011 年度研究会・大会について
  - 4 事務局からの連絡:会費の納入
- 

## 1 2011 年度研究会

2011 年 6 月 3 日(金)、東京大学・東洋文化研究所で、今年度の大会が開催されました。例年通り、午前中に運営委員会が開かれ、午後に総会(事務総会)と研究会が行われました。研究会に参加された会員から、講評を寄せていただきました。

### 研究会報告:

テーマ「訴訟における裁判官の役割—当事者主義と職権探知主義」

企画の趣旨説明

伊藤知義(中央大学)

報告

河村有教(海上保安大学校)「中国の刑事訴訟モデル」

宇田川幸則(名古屋大学)「中国の民事訴訟手続における法院の役割—当事者主義と職権探知主義の関係」

伊藤知義(中央大学)「ロシアの民事訴訟における弁論主義と職権探知主義」

コメント

森 勇(中央大学)

### 研究総会講評:

「2011 年度・社会体制と法研究会・研究総会について」

岡克彦・会員(福岡県立福岡女子大学)

本研究会全国総会は、2011年4月28日に「訴訟における裁判官の役割—当事者主義と職権探知主義」をテーマとして、東京大学東洋文化研究所で開催された。本年度は、社会主義から資本主義経済体制へと移行したロシアと中国の訴訟手続において、裁判官の役割が社会主義時代と移行後の現在とでどのように変化したのか、逆に、変化せずに同時代のやり

---

方がどのように残存しているのかを明らかにすることを課題とした。とりわけ、民刑事の両訴訟手続において裁判官の役割を端的に示す当事者主義と職権主義に着目し、両国の訴訟手続の特徴およびその問題点を析出しつつ、ロシアと中国の裁判システムの位相を描こうと試みられた。今回は、以下で見られるように3本の研究報告が行われた。

まず、河村報告「中国の刑事訴訟モデル」は、旧刑事訴訟法と現行の刑事訴訟法における法院の役割の差異を手がかりに強い職権主義から当事者主義的な要素を取り入れた中国の刑事手続の構造を考察する。たしかに、今回の法改正で検察官および弁護人の関与を広げ、被告人や被害者の意見陳述権などを認めたことで当事者主義的な色彩を帯びた審理方式に変化したといえる。しかし、刑事裁判の核心である証拠調べ手続では、いまなお公判廷外で法官が審理することが可能となっており、しかも、捜査機関が作成した書面に対して十分な反対尋問が保障されることなく、証拠として採用されるなど、従来の書面中心主義が根強く残っていることが指摘された。

次に、宇田川報告「中国の民事訴訟手続における法院の役割—『訴訟モデル』をめぐる議論を契機に」は、近年の民訴法の改正を通して、従来の「超職権主義」から当事者主義への転換が図られつつある民事訴訟手続にあって、法院の役割がどのように変化したのか、あるいは変化しなかったのかを分析する。2000年当初は、当事者主義モデルへの転換が強く意識されて、举证責任を訴訟当事者に負わせるなどの方向で進展した。民事事件を調停(調停)から判決で処理される傾向が強かった。ところが、02年9月以降からその傾向が一変した。法院が「調停重視」へと態度を改めたことによる。その背景には、上訴率の上昇および判決に対する当事者の不満などがその要因となっている。学界でも当事者主義への懐疑論が論じられ、職権主義への再評価が見られる。報告者は、こうした調停や職権主義への回帰現象に着目し、中国の訴訟モデルのあり方を再考する。

最後に、伊藤報告「ロシア民事訴訟における当事者主義と職権主義」は、同国の民事裁判で裁判官に期待される役割が体制転換の前後においてどのように変化したのか、あるいは社会主義時代のやり方が残存していないのかを検討する。特に、新旧の民訴法を比較して、弁論主義と職権探知主義の関係に焦点を当てている。ロシアの民事訴訟において当事者主義を採りつつも、公法関係から生じた事件の審理では、裁判所の積極的役割原則や客観的真實原則など、社会主義時代の「積極司法」の遺産がなお存続している。ただし、当事者主義に関連する判例を分析すると、裁判所が当事者の武器の平等に主眼を置いているようである。裁判所の職権性が訴訟法上で当事者の平等を実現しうる可能性もあり、報告者は、裁判所の積極性が必ずしも過去の遺物としてのみ評価できないことを指摘する。

コメンテーターやフロアーからも、従来のヨーロッパにおける当事者主義の議論を踏まえつつ、体制転換したロシアや中国の訴訟構造の特徴と問題性について活発な議論が展開された。

## 2 2011年度大会

### 運営委員会について

運営委員会で決定し、総会で承認されたのは以下の通りです。

#### (1)2010/11年度の活動報告(2010.6.5~2011.6.3)

#### (2)研究会

「訴訟における裁判官の役割 当事者主義と職権探知主義」(於:東京大学)

#### (3)会誌

①12号編集(発行2011年6月) 震災により発行が遅れたので、納品後に発送する。

②献呈について: 献呈先 国会図書館、第一法規、法律時報

③継続購入の報告: 東大社研、京大法、一橋図、九大法、早大法文セ、北星大図/北大図、名古屋大(新規)。

④在庫状況に関する報告

#### (4)事務局ニュース

2回。(12月:研究総会記録、運営委員会記録、次回企画、4月:企画要旨、研究総会告知)

#### (5)会員に関する報告

①現状 会員数83名

新規入会者4名

2010年度会費納入55名、5年以上未納者10名)

②会費長期未納者(2010年度まで)

10名(会員のうち連絡のつくものがメールで退会可能性について通告することとした)

#### (6)名簿

長期未納者の未処理のため発行できず。暫定版を作って整備していくことが提案されました。

#### (7)決算

報告通り承認されました。

#### (8)運営委員選挙

選挙管理委員会の選出:名古屋大学を所属の会員により構成することとした。

#### (9)新運営委員会(2011年6月~2012年5月)

委員長:小森田秋夫 事務局長:島田弦 企画:伊藤知義

13号編集 編集長:宇田川幸則、渋谷謙次郎(前編集長)、伊藤知義(次期編集長候補)

会計:河村有教 監査:竹森正孝 雑誌担当:阿曾正浩

#### (11)事務局ニュース

2-3回発行するものとした。Webページの充実を念頭に、同じような発行が必要かどうかを検討された。

(13)予算

提案通り承認された。

(14)会誌または会費の値下げについて

2012 年度より会費 4,000 円(これまで 4,500 円)、雑誌 1,000 円(これまで 1,000 円)とすることと決定した。

(15)研究会 Web ページ

<http://assl.world.coocan.jp/index.html> で運用している。

(16)2012 年度の研究会

2012 年 6 月 1 日(金)に立命館大学において開催する。  
企画:「イスラームと体制転換」とする(企画担当:伊藤知義)

総会(事務総会)

総会では、2010 年度の活動報告と決算、2011 年度の活動計画と予算が審議され、異議なく承認されました。

### 3 2012 年度大会・研究総会

日時: 2012 年 6 月 1 日(金) 13 時 30 分～(13 時 00 分受け付け開始)(予定)

場所: 立命館大学(詳細な会場は次回ニュースレターでお知らせします)

研究総会テーマ:「イスラームと体制転換」(企画:伊藤知義)

### 4 事務局からの連絡

#### 会費の納入について

2011 年度までの会費(年 4,500 円)の請求を致します。

#### 振込用紙のみが入っていた方

2010 年度まで納入済ですので、2011 年度分の 4500 円をお振り込み願います。

#### 振込用紙と未納分についてのお知らせが入っていた方

2010 年度までに未納分がありますので、未納分も含めてお振り込み願います。  
納入確認後、当該年度の会誌を送付します。

※2011 年度会費をすでに納付された方には振り込み用紙は入っていません。

## 「社会体制と法」研究会事務局

〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町  
名古屋大学大学院・国際開発研究科 島田研究室内  
研究会サイト URL: <http://assl.world.coocan.jp/index.html>